

「性の健康」について考えるということ

—包括的性教育の立場から考える日本の性教育の現状と課題—

前田 絢子

京都市立医科大学医学部看護学科学内講師（助教）

はじめに

人口妊娠中絶や望まない妊娠、性的虐待など、性に関する問題が散見されるこの社会において、性教育を家庭で親が教えるのか、学校で教員が教えるのか、それとも学校が依頼した外部講師が教えるのか、若者たちに「誰が教えるのか」が曖昧な現状がある。そのなかで若者たちは、性に関する問題が生じた場合、どう対応したらいいのか、どこに相談したらいいのか判断できず、適切な支援が得られないまま孤立せざるを得ない。

若者たちがそのような状況に陥らないように、日本社会では、「性行為は若者にはまだ早い、自分で責任がとれるようになるまで性行為は行わない」といった認識を共有させてきた。だが、実際のところ、若者たちが性に関する問題を抱えずに済んでいるかという点、全くもってそうではない。令和元年（2019年）における人工妊娠中絶件数は約15万件を超え、そのうち、24歳未満の中絶件数は約5万件と、全体の3割を占める。このような若年妊娠に付随する早産・妊娠高血圧症候群や性感染症など

の医学的リスクを伴う問題に加え、近年では、デートDVやSexting（性的なテキストメッセージ、写真など携帯電話やスマートフォンを使って送る行為）といった性的虐待などの社会的リスクを伴う問題にも、対処しなければならない。

また、第8回青少年の性行動全国調査報告（2019）におけるデート経験、キス経験、性交経験の推移をみると、高校生・大学生を中心に1990年代には活発化していた性行動が、2000年代以降は不活化傾向にあるという（ただし性行動に活発な層も一部にはみられ、性行動に不活発な層との分極化が進んでいる）。さらに同調査では、性に対する「楽しいー楽しくない」イメージを中高大学生に問うているが、どの学校段階においても、女子の性に対する否定的イメージが増大している。それにより男女間の性に対するイメージの差異が拡大し、男女の性的コミュニケーションが困難となることで、さらなる性行動の不活発化を招く要因ともなり兼ねないとも言われている（日本性教育協会 2019;22-23）。この状況も、ひいては少子化への懸念となり得る新たな社会問題であると言える。

これらのように、性行為の危険性を煽ることで若者たちの性に関する問題に対処しようとしてきた従来の性教育は、どっちつかずの状況を生みだし、若者たちに矛盾を感じさせている。その矛盾は、社会に対する不平不満感に留まらず、若者たちの主体的な意思決定を妨げる要因となり得てしまうだろう。

まえだ あやこ

京都大学大学院人間・環境学研究科（修士）。専門分野は、母性看護学・助産学・社会学。
看護師・助産師として病院勤務後、現在京都市立医科大学医学部看護学 科教員として在職中。

そこで今回、この矛盾を解決する一つの方法として、包括的性教育の概念を紹介する。この概念が社会に普及していくことで、若者たちを取り巻く状況がどう変わるのかについて考えていく。

日本の性教育の変遷を追う

まずは、日本の性教育の歴史を概観する。日本において性教育が制度的に位置づくようになったきっかけは戦後であり、その時期に増加した私娼への対策の一環である純潔教育として発表されたものが、1972年に学校教育における性に関する課題と統合され、今日までの性教育のルーツとなっていたことに始まる。この転換の背景には、性に関する教育の主な対象が、成人を中心とした社会人から学校における児童生徒へ転換したことや、女性のみならず純潔思想が押し付けられているといった女性運動による純潔教育批判、また欧米からのセクシュアリティ概念が日本に流入し、性の概念がセックス（生物学的性）より広くとらえられるようになったことなどがあるという（荒堀ほか2012）。

その後、1980年代後半に日本でAIDS/HIVの問題が大きく浮上したことを受け、性教育への関心は大きく高まる。1989年の小学校学習指導要領改訂（1992年度施行）において、小学校5年生の理科で、人間は「男女によって体のつくりなどに特徴があること」や「母体内で成長して生まれること」といった「人の発生や成長」が学習内容として示され、それまで小学校には存在しなかった保健の教科書が使用されるようになるなど、小学校5年生からの性に関する指導が具体的に取り入れられた1992年は、「性教育元年」ともいわれた。また、この前後には、各地の教育委員会が手引きや指導書を作成し、出版社は教員向けの解説書や児童生徒向けの副読本を発刊、教育現場では「性交」を扱う授業例もあり、さまざまな教材を使って性教育が実践され、まさに性教育ブームであったといえる（橋本ほか2018）。

しかし、禁欲の推進や、学校教育での性教育の提供の反対、性教育の内容における生命尊重の

教育の優先など、「寝た子を起こすな」的な意識を持つ一部保守派の意見は常に存在する。彼らによる「過激性教育の反対」という名の下での性教育バッシングを受け、性教育実践は往々にして萎縮・停滞・後退を余儀なくされていった。この性教育バッシングで象徴的であったのが、2003年7月に始まった東京都立七生養護学校（現特別支援学校）における性教育実践への攻撃がある。詳細は割愛するが、同校の性教育実践を一部の東京都議会議員が批判し、教員たちは処分を受けた。

東京都教育委員会はバッシング派の主張を正当化するように、七生養護学校への介入後2004年に『性教育の手引き』を改訂した。同書は学習指導要領や児童・生徒の発達段階等を踏まえない性教育は行わないようにという趣旨の内容で、小学校1～3年ではペニス・ヴァギナという名称を教えることは不適切であり、小中高いずれの学習指導要領にも「性交」というワードは示さず、また中学校の保健の学習指導要領ではコンドームの装着の仕方を取り扱わないことが強調された。この改訂を受け、複数の自治体により独自に作成された「性教育の手引き」類でも、この手引きと同様の内容が続出している。七生養護学校の裁判は、約10年間に渡って裁判が繰り返され、2013年11月の最高裁による上告棄却を経て、教員らの実質的な勝訴が確定したが、東京地裁が「いったん、性教育の内容が不適切であるとして教員に対する制裁的取り扱いがされれば、それらの教員を萎縮させ、創意工夫による教育実践の開発がされなくなり、性教育の発展が阻害されることにもなりかねない」と警告したように、性教育バッシングはその後の性教育に大きな影響を与えたのである（橋本ほか 2018）。

そして現在、その影響下にある学習指導要領には、「受精に至る過程は取り扱わない」「妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から、受精・妊娠を取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わない」という制約、いわゆる「はどめ規定」が設けられている。これにより、現在の『中学校学習指導要領解説 保健体育編』には、性感染症の予防について「性的接触をしないこと、コンドームを使う

ことなどが有効であることにも触れるようにする」とあるにも関わらず、先の「はどめ規定」によって、性的接触がそもそも何を意味するのかは説明されず、また中学校の学習指導要領には避妊について示されていないため、コンドームをどのような場合に、どのように使うのかといった情報は説明されないというような状況が生まれている。『高等学校学習指導要領』（2013年度施行）においても、「生殖に関する機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度とする」という「はどめ規定」が存在し、やはり「寝た子を起こすな」的な意識を強く感じさせるものとなっている。

一方、政府は2020年に発表された『性犯罪・性暴力対策の強化の方針』における政策課題の推進のために、プライベートパーツやSexting、SNS被害、デートDVなどについて扱う「生命(いのち)の安全教育」を構想した。2021年度には実施を希望する教育機関における実証を通じた指導モデルを作成しており、22年度にはこのモデルを複数の他地域に展開、23年度から全国の小中高の学校での教育の開始が予定されている。

しかし、この「生命(いのち)の安全教育」は、はどめ規定の下でしか性を学んでいない若者たちに対して安全性について教えようとする、性のネガティブなイメージだけを植え付けることになるのではないかという懸念や、異性愛主義的であり多様性を踏まえたリアリティに欠ける点、性が人権と不可分であることが示されていない点など、多くの問題を抱えている。この要因として、あくまで政策課題の推進のための取り組みであって、「性に関する指導」の推進や内容の更新のためのものではない(文科省はそれらに対し極めて消極的な姿勢をとっている)ことが考えられる。

ただし、どういったかたちであれ、従来の性教育で当然学ぶべきであった知識を、若者たちが得られるようにはなったことについては評価できる。先述した多くの問題に向き合うことで、この「生命(いのち)の安全教育」の時間は、人権に立脚した性の安全に関する教育機会ともなり得るだろう。そのために求められるのが、包括的性教育という概念である(水野ほか 2021)。では、その包括的性教育とは

何か、また、従来までの性教育とはどう異なるのか。

包括的性教育とは

UNESCO (2020) は、包括的性教育について、「セクシュアリティの認知的、感情的、身体的、社会的諸側面についての、カリキュラムをベースにした教育と学習のプロセスであり、その目的は、子供や若者たちに次のようなことについてエンパワーメントする知識やスキル、態度や価値観を身につけさせることである。それは、①かれらの健康とウェルビーイング(幸福)、尊厳を実現すること、②尊重された社会的・性的関係を育てること、③かれらの選択が、自分自身と他者のウェルビーイング(幸福)にどのように影響するのかを考えること、④かれらの生涯を通じて、かれらの権利の保護を理解し確かなものにする事である」と定義している。またその特徴としては、生殖や性的行動、性感染症のリスクとその予防といった従来までの性教育の内容だけでなく、相互の尊重と平等に基づく愛や人間関係のようなポジティブな側面も含む形でセクシュアリティを提示する機会を提供すること、さらに、ジェンダーの平等、性的指向・性的アイデンティティといった性的多様性、人権、格差など、あらゆる人間関係に関連する社会的・文化的要因についての議論も、包括的なアプローチのなかに含まれること等が挙げられる。

では、包括的性教育を学ぶことで、若者たちはどう変化したのか。UNESCOにより2008年と2016年に世界中で実施された研究結果に基づくレビューによると、包括的性教育の浸透は、初交年齢の遅延、性交頻度の減少、性的パートナーの数の減少、リスクの高い行為の減少、避妊具使用の増加といった結果を導いたことが確認されている。また、これにより「性教育は若者たちの性行動への興味を増加させ、性感染症等のリスクが高まるのではないか」といった性教育に対する非難は誤りだったことが、科学的根拠によって示された(この研究は継続中であり、引き続き注目していく必要がある)。

現代社会の生活の中で、若者たちが多くの矛盾

する情報に触れることが予想されるにもかかわらず、日本においては、包括的性教育は未だ浸透しているとは言い難い。しかし、はじめて規定といった制約の中でも、現場レベルで教員や外部講師が創意工夫して包括的性教育を行おうとしている学校も、少ないながら存在する（その先進事例として大阪市立生野南小学校〔現在は再編されて田島南小学校〕での「生きる教育」が挙げられる。生野南小学校ホームページ「がんばる先生」記載の資料「R3.2.11『『生きる』教育』の歩み」を参照）。人権と結びついた性の安全・性の健康について若者たちに考えさせることは、彼らのリテラシーを向上させ、最悪の事態を回避する知識や能力を身につけさせるために必要不可欠である。そのためにも、包括的性教育が行われやすい環境を、より一層整備していくことが求められている。

私たち大人にできることは

さて、ここまで日本の教育現場における性教育の現状と課題について述べてきたが、ここからは、それを知った私たち大人が取るべき態度について考えたい。今後、包括的性教育を学んだ若者たちが社会へと進出してくることが予想されるなか、すでに社会に出ている私たち大人側が包括的性教育について学んだことが無いままでよいのだろうか。

冒頭で、若者たちと直接関わる大人たち（親や教員等）が、かれらの抱える性に関する問題を受け止め、共に考えるという役割を十分に果たせていない現状について触れたが、その大人たちの側についての研究として、数見(2011)は、性教育をなしうる資質や専門性が育てられないまま、教員として現場に送り出されている教員養成の現状について取り上げ、多くの教員が生徒の性に関する問題を、プライベートな（あくまで個人の）責任問題とみなしていることで、教育における問題や課題としては意識されにくくなっていることについて指摘した。また、前田ほか(2021)は、女子生徒の月経による体調不良や妊娠等の悩みに対して、男性教員が「自分にはわからない」と女性教員に対応を一任するといったよう

な、異性の生徒の特徴的な身体症状への対応困難性と限界感からの介入回避、それによる同性の教員への責任転嫁が行われていることについて指摘した。これらの指摘は、若者たちと直接関わる大人たちが改めて包括的性教育について学ぶ機会の必要性を示すものといえる。

では、それ以外の大人たちは包括的性教育に関心でいられるかという、そうではない。ひとつ例を挙げると、2022年度の日本のジェンダー・ギャップ指数のスコアは65.0%（100%が完全に平等な状態）と146か国中116位で、主要先進国(G7)のなかで最下位である。残念ながら例年通りのこの結果は、若者たちと直接の関わりは無いがその社会を形成している大人の側もまた、包括的性教育を学ぶべき十分な理由となり得る。

以上より、教育過程のなかで性感染症の予防や妊娠・出産を「性教育」として一度学んできた私たち大人の側にも、改めて包括的性教育という概念について関心を持ち、学ぼうとする態度が求められている。また、それにより私たちが自らの身体の健康について考えるように、性の健康についても考えることができるようになれば、結果的に自らと周囲の人々の、ひいてはこの社会全体のウェルビーイングの促進にも繋がっていくのではないだろうか。■

《参考文献》

- 荒堀憲二、松浦賢長（2012）『性教育学』朝倉書店
- 一般財団法人日本児童教育振興財団内 日本性教育協会（2019）『若者の性白書—第8回青少年の性行動全国調査報告』小学館
- 橋本紀子・池谷壽夫・田代美江子（2018）『教科書にみる世界の性教育』かもがわ出版
- ユネスコ編（2020）『国際セクシュアリティ教育ガイダンス【改訂版】』明石書店
- 数見隆生（2011）「教員養成大学における「人間と生」の授業実践と学生の学び」『学校保健研究』52号 pp442-448.
- 水野哲夫・金子由美子・田代美江子ほか（2021）『季刊セクシュアリティ（No.103）』エイデル研究所
- 前田絢子、兵藤絵美、宗由里子（2021）「高校教諭が抱く性に関する教育や相談に対する意識や思いから考える 未来への提言に向けた一考察」『京都母性衛生学会誌』42巻号、p2-11